

四日市市告示第 271 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成28年 4月 25日

四日市市長 田中 俊行

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)	別添図 位置番号
1	ときわ61号線	ときわ二丁目1116-1 ときわ二丁目1116-6	6.0~11.6	51.8	NO. 1
2	日永西125号線	日永西三丁目3583-3 日永西三丁目3583-1	6.0~9.5	53.0	NO. 2
3	日永西126号線	日永西四丁目3442-5 日永西四丁目3442-9	6.0~13.1	57.6	NO. 3
4	日永西127号線	日永西五丁目546-2 日永西五丁目546-3	6.0~11.7	25.9	NO. 4
5	東日野91号線	東日野町字天王森206-1 東日野町字天王森206-5	6.0~8.9	61.2	NO. 5
6	采女99号線	采女町字小薮226-5 采女町字小薮226-7	5.2~8.2	22.6	NO. 6
7	山城58号線	山城町字乳母子623-106 山城町字乳母子623-109	6.0~13.1	43.8	NO. 7
8	山城59号線	山城町字乳母子623-112 山城町字乳母子623-111	6.0~9.4	27.3	NO. 8
9	川北49号線	川北二丁目197-1 川北二丁目197-5	5.0~7.8	34.5	NO. 9
10	川北50号線	川北二丁目178-5 川北二丁目178-3	6.0~9.5	42.9	NO. 10